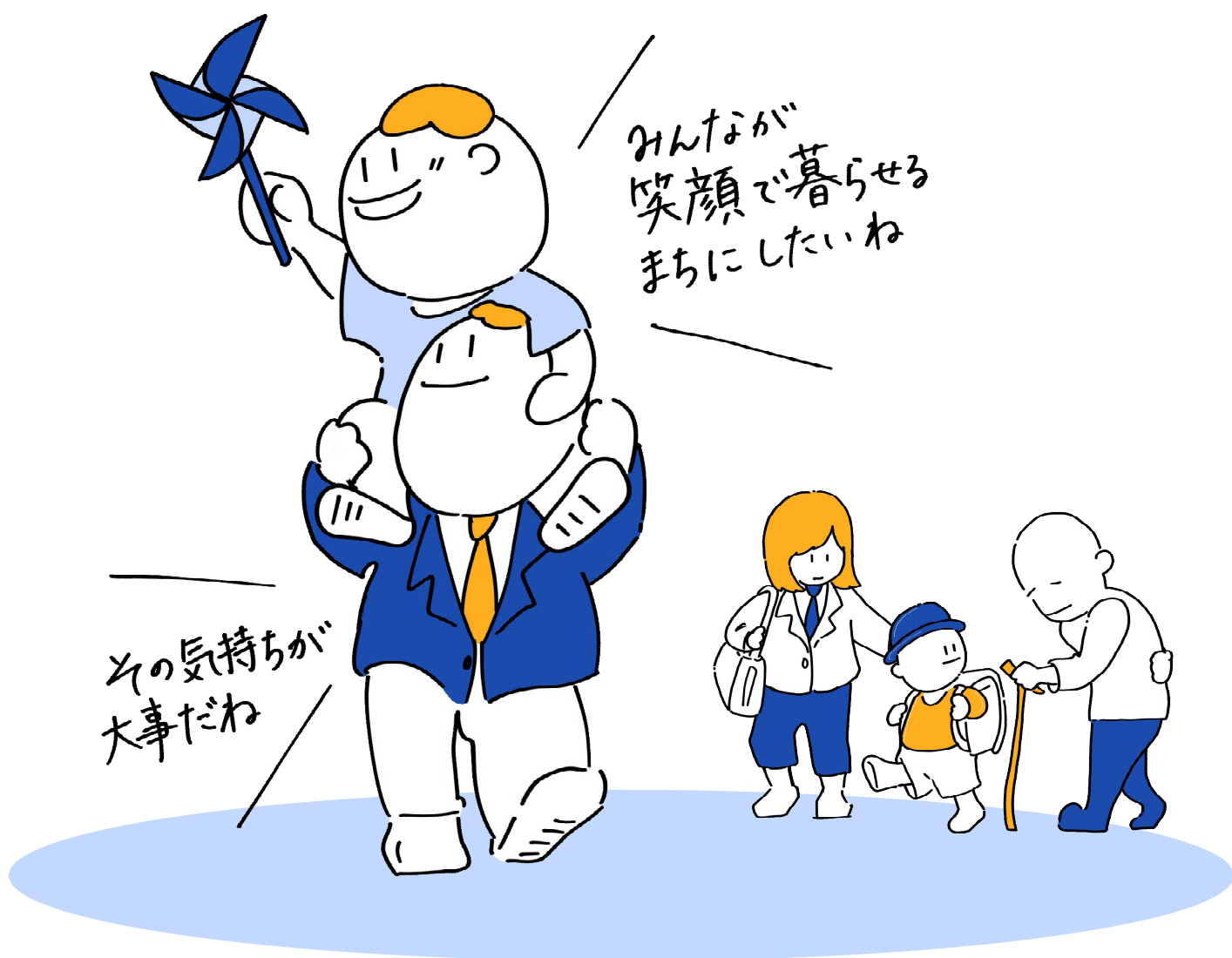


第7次
静岡県

ユニバーサル デザイン 推進計画



Universal Design

2025
年度

～

2028
年度

第7次 静岡県ユニバーサルデザイン推進計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

| | |
|----------------|---|
| 1 ユニバーサルデザインとは | 1 |
| 2 計画の目指す姿 | 1 |
| 3 計画の位置付け | 1 |
| 4 計画の期間 | 1 |

第2章 これまでの取組と第7次計画の推進

| | |
|-----------------|---|
| 1 これまでの取組と第7次計画 | 2 |
| 2 第7次計画の推進 | 4 |
| (1)推進体制 | 4 |
| (2)指標 | 4 |

第3章 推進施策

| | |
|---------------------------|---|
| 1 県が目指すユニバーサル社会 | 5 |
| (1)お互いを尊重し共生する社会 | 5 |
| (2)ユニバーサルデザインの理念の継承 | 6 |
| 2 ハード・ソフト・ハートの総合的かつ一体的な推進 | 7 |
| (1)ハードの取組 | 7 |
| (2)ソフトの取組 | 7 |
| (3)ハートの取組 | 8 |
| 3 実践できる人づくり | 8 |
| (1)若者への普及 | 8 |
| (2)企業への啓発 | 9 |
| (3)行政職員への啓発 | 9 |

第4章 今後に向けて（長期的なユニバーサルデザインの推進）

別冊 参考資料



第1章 計画の基本的な考え方

1 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザイン（UD）とは、「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、年齢や性別、国籍、障害のある方ない方にかかわらず、はじめから、できるだけ全ての人が、困らないようにしていこうという考え方です。

2 計画の目指す姿

日常生活の中でお互いを尊重し共生する社会になるためには、ユニバーサルデザインの考え方が必要です。

そして、ユニバーサルデザインの考え方が浸透することで、その先にある、誰もが希望する分野において安心して参画できるユニバーサル社会を目指します。

3 計画の位置付け

この計画は、静岡県総合計画のもと、各政策分野において取り組む施策・取組を示した分野別計画で、県のユニバーサルデザインに関する施策の方向性を横断的に示すものです。

4 計画の期間

計画の期間は、2025年度から2028年度までの4年間とします。



第2章 これまでの取組と第7次計画の推進

1 これまでの取組と第7次計画

■第6次計画までの取組

県は、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、1999年度に全国で初めてユニバーサルデザインの理念を県政全般に導入し、全ての行政分野で取組を推進してきました。

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、第1次(2000年度～2004年度)から第6次(2022年度～2025年度)までユニバーサルデザインに関する計画を策定し、施策を進めてきました。本格的な取組開始から現在に至るまで、県有施設へのユニバーサルデザイン導入をはじめ、市町有施設や民間施設への普及を図るとともに、快適な歩行空間の整備や公共交通機関への導入を促進してきました。

その結果、県立の高等学校や特別支援学校、小笠山総合運動公園（エコパ）、県立静岡がんセンター、富士山静岡空港、ふじのくに千本松フォーラム（プラサ ヴェルデ）、静岡県草薙総合運動場体育館（このはなアリーナ）、静岡県富士山世界遺産センター、日本平夢テラス等の県が設置した施設にユニバーサルデザインを導入しています。

また、分かりやすい印刷物や県のホームページ作成のためのガイドラインを策定し、県で発行するパンフレット等の印刷物をはじめとした情報発信についてユニバーサルデザインの観点から見やすさに配慮しています。

他にも、分かりやすい案内標示・サインの整備、外国人のための「やさしい日本語」及び多言語表記、視覚障害や聴覚障害がある人のための多様な媒体の活用等、情報提供の面でもユニバーサルデザインに配慮してきました。

第6次計画では、前述の利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境の整備に加えて、さらに県民一人ひとりがお互いを理解し思いやりのある行動ができること（心のUD）に重点をおいて推進してきました。この中で、計画全体の進捗を測る指標として、「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」を設定しました。この割合は2020年度の33.0%から2024年度には39.3%まで上昇し、目標値（2025年）である40.0%にあと一步のところまで迫っています。

■第7次計画の取組の視点

これまで、ハード（誰もが暮らしやすいまちづくり）、ソフト（誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供）、ハート（誰もが思いやりを持った共生社会づくり）のそれぞれの分野を分けて推進してきました。

しかし、各施策が複合的に重複していることや、それぞれの取組が着実に進んできたことを鑑み、今回はこれらの3つの分野を総合的かつ一体的に推進していくこととしました。

また、2024年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮は、ユニバーサルデザインを進めていく上で欠かせない考え方です。〔注〕

加えて、これまでも増して、静岡県を訪れる外国人や県内に暮らす外国人住民が増加しています。来訪者と地域社会で暮らす住民の両方が、それぞれ様々な特性を持つことを前提に、安心して過ごせる環境を整えることが必要となってきています。

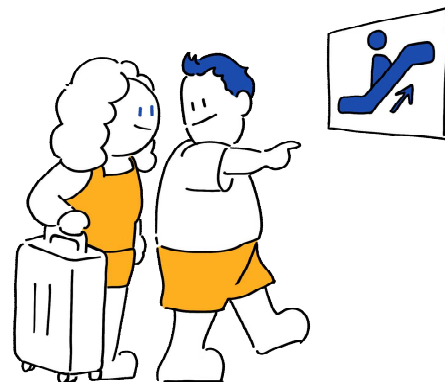
こうした障害のある人や外国人をはじめ多様な人々が分け隔てられることなく、お互いを尊重し、安心して暮らせる共生社会を実現していくためには、ユニバーサルデザインの考え方が重要になります。

そして、ユニバーサルデザインを自ら積極的に推進していくためには、教育や啓発が重要だと考え、多くの県民がユニバーサルデザインの考え方を暮らしの中で実践できるように取組を進めていきます。

ユニバーサルデザインの実践を通じて第6次計画で目指してきた「お互いを理解し、認め合う」社会からさらに一歩進み、全ての人々が主体性を持って社会に参画できる「ユニバーサル社会」の実現を目標としています。この目標に向かって、県は普及啓発を重点に据えて、引き続きユニバーサルデザインを推進していきます。ユニバーサルデザインの考え方が県民の暮らしの中に広がることで、人々の意識や行動が変わり、多様な人々が対等に活躍できる環境を築く契機になることを期待します。

〔注〕 合理的配慮

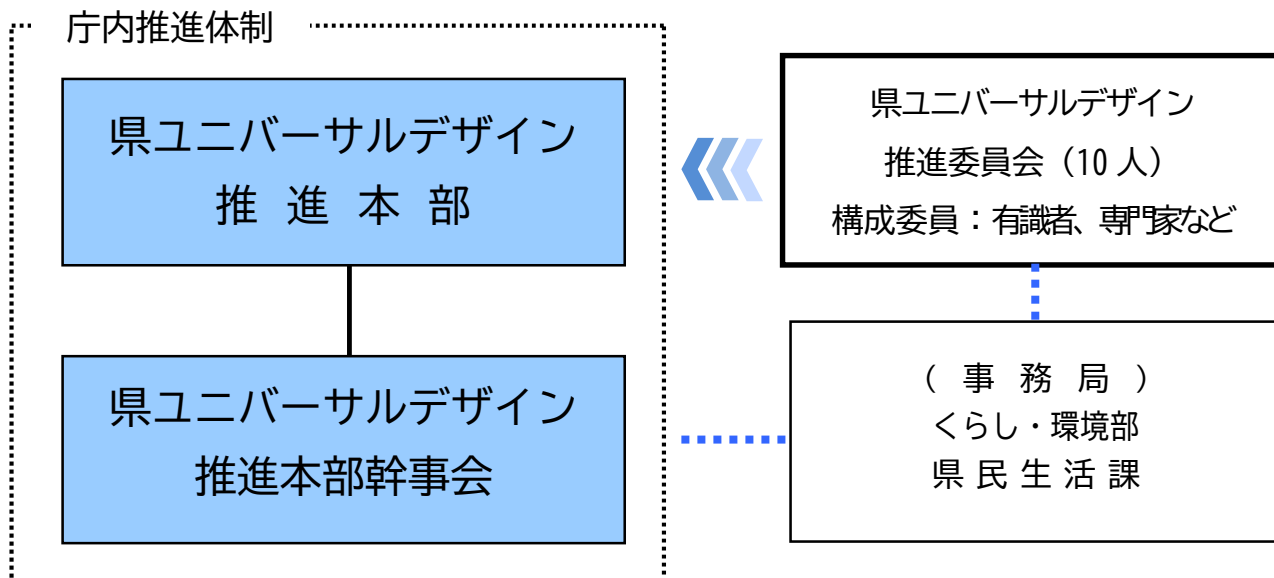
障害のある人から何らかの対応が必要である旨の意思が伝えられた時に、その負担が重すぎない範囲で対応していくという考え方



2 第7次計画の推進

(1) 推進体制

県は、「静岡県ユニバーサルデザイン推進本部」を中心に、全庁のユニバーサルデザインの施策の実施状況や進捗を確認するとともに、その着実な推進を図ります。

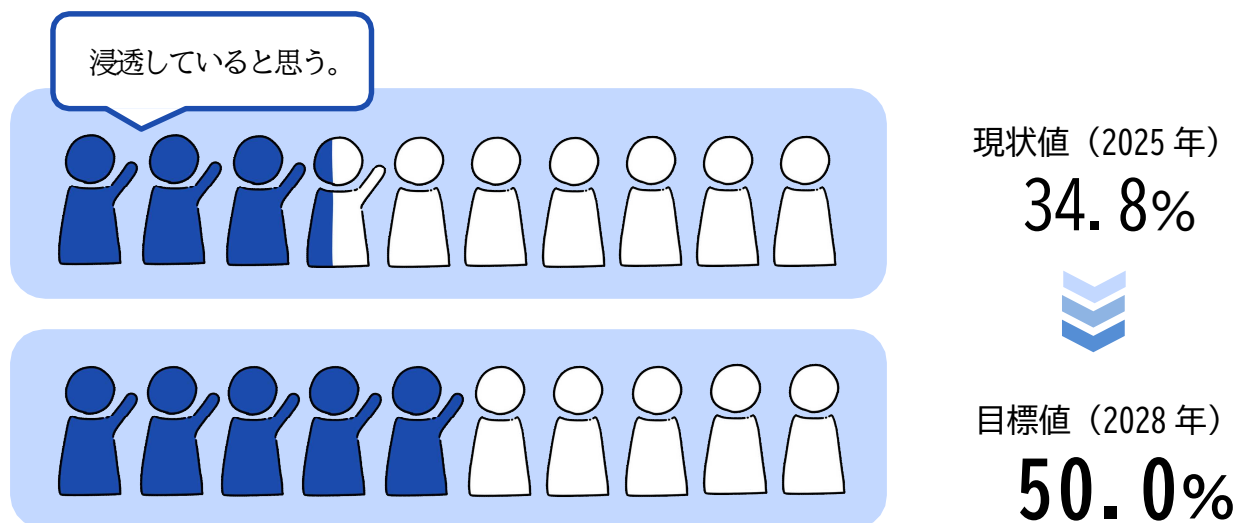


(2) 指標

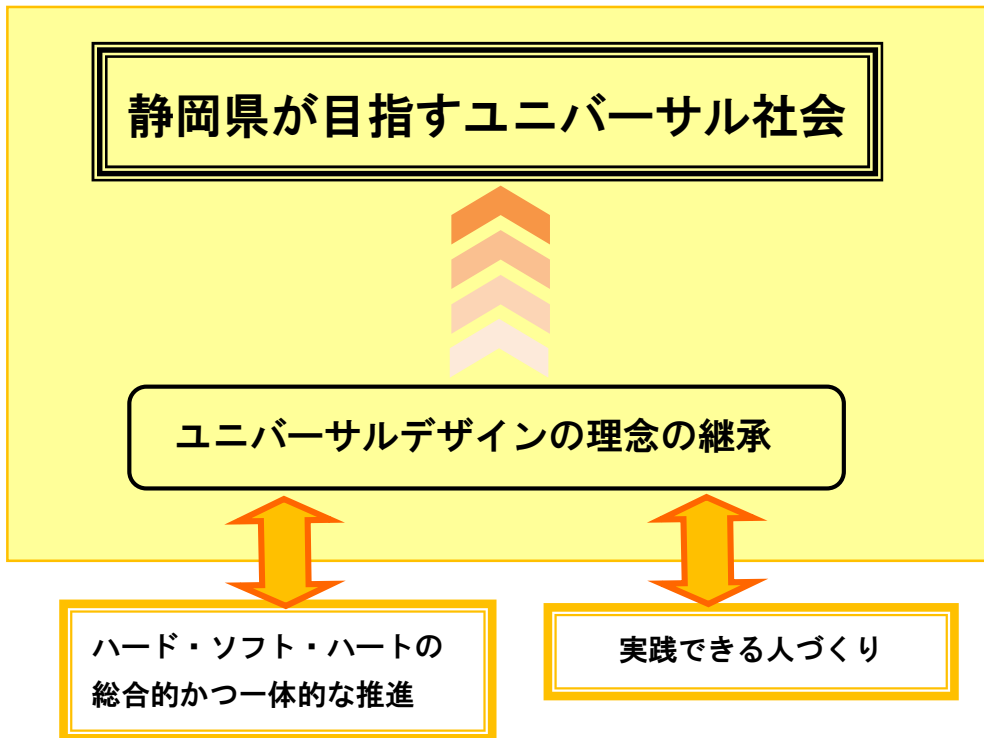
計画全体の進捗を確認する指標として、次の指標を設定します。

| 指標 | <現状値> 2025年度 | <目標値> 2028年度 |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| ユニバーサルデザインが県民の生活に浸透していると感じる県民の割合 | 34.8% | 50.0% |

※2025年度の数値は、県民意識調査で得られた結果を記載しています。



<推進イメージ>



1 県が目指すユニバーサル社会

(1) お互いを尊重し共生する社会

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(平成30年法律第100号)が施行され、その第4条で地方公共団体は「その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する」と規定されました。

本計画では、静岡県が目指すユニバーサル社会を以下のように定め、お互いを尊重し共生する社会が実現し、さらに誰もが社会に参画できるようにユニバーサルデザインを推進していきます。

県が目指すユニバーサル社会

年齢、性別、特性、言語、考え方など、様々な背景を持つ人々が、日常生活の中でお互いを尊重し合い、安心して参画できる社会

※参画…参加よりも主体性を持って関わることを表す文言として使用しています。

例えば、日本語が得意ではない外国人が地域のイベントに参加したときに、近くにいる人が「やさしい日本語」や簡単な外国語で声をかけて一緒に楽しむことで、その方が地域の人々と交流を深める一歩となります。

また、車椅子を使用している児童生徒や学生等が、教室でみんなと同じように授業を受けたり、休み時間に友達と一緒に校庭で遊んだりする中で、周りの人が自然に机を動かして通りやすくする等、小さな気配りをすることで、安心して学校生活を楽しむことができるようになります。

このように、一人ひとりの身体・精神の状態をはじめ、異なる宗教や文化、言語を持つ人々が、お互いの状況や習慣を理解し合いながら、共に学習や仕事をしたり、レジャーやスポーツを楽しんだりできる環境を期待します。



(2) ユニバーサルデザインの理念の継承

ユニバーサル社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を多くの人に知ってもらい、県民が日々の暮らしの中で実践していくことが必要になります。その中でも、次世代を担う若者にこの理念を継承し、若者がその考えを自然に取り入れていけるよう働きかけていくことが重要です。

こうした取組を通じて、多様な人々がお互いを尊重し合いながら暮らせる社会が築かれていきます。

2 ハード・ソフト・ハートの総合的かつ一体的な推進

本計画では、ハード・ソフト・ハート分野に取組を分類し、推進内容を設定します。ユニバーサルデザインを進めるためには、ハード・ソフト・ハートの各分野の取組が不可欠であり、この3つの分野を一体的に推進していくことが重要です。

各分野の取組は、それぞれが独立したものではなく、相互に補完し合うことによって効果が高まります。例えば、施設にスロープを設置する場合（ハード）、そのスロープが利用されるためには、スロープの設置場所を分かりやすく示す表示や案内（ソフト）が必要となります。さらに、スロープの場所が分からず困っている人がいた場合、周囲の人が声をかけて案内する等、スロープの利用者をサポートする行動（ハート）が求められます。

このように、ハード・ソフト・ハートの各分野が連携することで、より実効性のあるユニバーサルデザインの推進が可能となります。

（1）ハードの取組

ユニバーサルデザインを取り入れた施設等に整備することで、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

<取組の例>

- 市町や民間事業者へのユニバーサルデザインを活かした建築設計のガイドラインの普及
- 地域住民等のニーズを踏まえた使いやすく満足度の高い道路の整備、車椅子利用者等の道路利用状況を踏まえた歩道の整備、歩行者と自転車の通行空間の分離、無電柱化の推進

（2）ソフトの取組

誰もが日常の暮らしの中で不自由なく過ごし、生活の質を高めることができるよう、利用しやすいサービスや製品、必要な情報を適切に受けられる環境づくりを進めます。

<取組の例>

- 文字・色の使い方等のデザインへの配慮や「やさしい日本語」及び多言語表記等による、誰にでも分かりやすい情報の提供
- ユニバーサルデザインの製品づくりを行う企業等からの相談対応、先進的な取組等のインターネットやSNSによる情報の発信

(3) ハートの取組

前述のハード、ソフトの分野の整備を進めることは重要ですが、さらに多様なニーズに応えられるよう、相手の立場に立って柔軟に対応し支え合える社会づくりを目指します。

<取組の例>

- 企業や学校等においてユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ講座等の実施
- 「ヘルプマーク」の周知

3 実践できる人づくり

ユニバーサルデザインの理念を継承していくためには、その考え方を多くの人に広げていくことが大切です。県民一人ひとりが、ユニバーサルデザインを「自分ごと」として考え、日常生活の中で取り入れていくことが、お互いを尊重し合い参画することができるユニバーサル社会へとつながっていきます。自らの知識や気づきを活かし、自発的にユニバーサルデザインの考え方を周りに伝える活動が、さらなる普及につながります。

県ではこうした主体的な取組を支援し、県民によるユニバーサルデザインの実践が広がるよう努めていくとともに、学校や職場、そして日々の生活の中での学びや実践がつながり合い、幅広く浸透していく仕組みづくりを後押しします。

(1) 若者への普及

ユニバーサルデザインの理念を県民に普及させていく中で、未来を担う若者への普及は、特に重要な課題です。若者はこれからの社会を築いていく中心的な存在であり、ユニバーサルデザインの考え方を深く理解し、実践することによって、その理念をさらに次世代へと継承していく役割を果たします。

そのため、小・中学校や高校等において、身近な事例を通じてユニバーサルデザインを学ぶ機会を提供し、児童生徒や学生等にその考え方を分かりやすく伝えていきます。

また、こどもや若者への教育を担う家族や学校の先生等がユニバーサルデザインについて学び、家庭や授業を通じて、ユニバーサルデザインの考え方をさらに広げていけるよう、取り組んでいきます。

さらに、障害等多様な背景やニーズを持つ人々と若者が関わり合う機会を提供し、共にユニバーサルデザインについて考えることで、身近な場面から理解と実践の流れをつくります。

<例>

- 暮らしの中にあるUDの紹介や、困っている人への気づきと対応を学ぶグループワーク等を取り入れた出前講座の実施
- 県内の大学生等による情報発信

(2) 企業への啓発

企業がユニバーサルデザインを取り入れることで、社会全体での普及が進み、お互いに尊重し支え合う社会につながります。困っている人に声をかけ、サポートできる人を増やすため、企業・団体等を対象に、様々な人への配慮や対応方法を学ぶ機会を提供します。

学びを通じて得たユニバーサルデザインの考え方を実践することで、その考え方が周囲に広がり、日常の業務や現場で活かされる好循環が生まれることが期待されます。

<例>

- 高齢者や障害者等の疑似体験とサポート体験の実習等を取り入れた研修
- 社内研修等で活用可能な動画の貸出
- 企業等が実践するユニバーサルデザインの取組を「宣言」形式で募集し、ホームページで掲載

(3) 行政職員への啓発

行政職員がユニバーサルデザインの理念を理解し、自らの業務に反映させることは、行政全体でのユニバーサルデザイン推進に不可欠です。職員向けの研修や事例の共有を通じて、日々の業務に役立つ実践的な知識を身につけることで、職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を持ちながら業務に取り組むことができるようになります。

また、一度学んだユニバーサルデザインの考え方は、職員が異なる部署に異動した場合でも活用でき、どのような業務でも円滑に取り組むための基盤となります。

こうした啓発を進めることで、行政全体にユニバーサルデザインの視点を根付かせることを目指します。

<例>

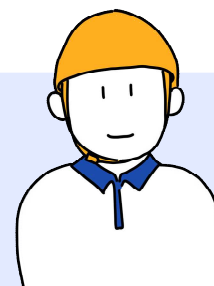
- 高齢者や障害者等の疑似体験とサポート体験の実習等を取り入れた講座の実施
- 広報研修内での職員への啓発

県民から寄せられた自ら実践するユニバーサルデザイン



わたしはバスにのったとき、おとしよりにせきをゆずります。

できるだけ多くの方が「使いやすさ」と便利さを感じられる、“人にやさしい製品”とサービスを提供します。



私は、チラシやポスターを作る際に、色のユニバーサルデザインに配慮します。

第4章 今後に向けて～長期的なユニバーサルデザインの推進～

人口減少社会の進行や外国人の増加、さらにデジタル技術やA Iの進展等、社会環境が目まぐるしく変化しています。こうした変化は、多様な価値観や社会課題を生み出し、これに対応するためには、ユニバーサルデザインの考え方がこれまで以上に重要になります。ユニバーサルデザインが県民の生活に浸透していれば、その理念に沿って制度やサービス等を見直し続けることにより、社会環境がどれほど変化しても、誰もが安心して参画できる社会を柔軟に築くことが可能です。

加えて、誰もが、暮らしやすく、利用しやすいという視点を前提としたまちやものは、多様な人々に選ばれ、受け入れられやすくなります。多様化が進む社会だからこそ、こうした工夫が利用者の裾野を広げ、結果として地域経済の活性化につながることも期待されます。

一方で、ユニバーサルデザインは、こうした社会の変化や価値観の多様化に柔軟に対応しながら進化し続けるテーマでもあるため、短期的な取組だけで完結するものではなく、今後10年、20年先を見据えながら長期的かつ持続的に推進していくことが求められます。

今回の計画では、その根幹となる教育・啓発や社会全体での意識醸成を重視し、県民が主体的にユニバーサルデザインを推進できる環境づくりを進めていくことを目標とした計画を作成しました。本計画の到達点は、ユニバーサルデザインが日常に浸透し、県民が実践できる段階とし、その理念の継承の仕組みを整えることです。その積み重ねが、第3章で示すユニバーサル社会の実現につながります。

ユニバーサルデザインが県民の生活に浸透し、日常生活の中で多くの人にとって身近な存在となった際には、計画という形にこだわらず、社会環境の変化に応じたより柔軟で発展的な形で推進していきます。



イラストデザイン担当：静岡文化芸術大学 小林さくらさん
素敵なデザインをご提供いただき、心より感謝申し上げます。

2026年3月

静岡県くらし・環境部 県民生活課 企画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3153

FAX番号 054-221-2642

E-mail shohi@pref.shizuoka.lg.jp

<https://www.pref.shizuoka.jp/>

ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組（ハート分野）

| ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組 | 概要 | 令和6年度実績 |
|-------------------------------------|--|--|
| ユニバーサルデザイン情報発信回数 | UD特派員によるSNSを通じたユニバーサルデザインの情報発信 | 266回 |
| ユニバーサルデザイン出前講座の開催数 | 小・中学校や高校、団体等において、UDの理念・知識や身近なUD事例を学ぶ出前講座を開催 | 37回 |
| UD実践宣言として応募された宣言の数 | 県民や民間企業等による、「UD実践宣言」（ユニバーサルデザインの取組状況）を募集し、県ホームページへ宣言の公表をおこなう | 95件 |
| 心のUDプラス実践講座の開催数 | 困っている人に声をかけ、サポートできる人を増やすため、企業・団体等を対象に、様々な人への配慮や対応方法を学ぶ講座を実施 | 5回 |
| ヘルプマークの周知及び障害のある方への理解を深める出前講座の開催数 | 外見では障害があると分からない人が必要な援助を得やすくするため、マークを見かけた人に思いやりのある行動を促す「ヘルプマーク」の普及 | ・フォーラム1回 ・出前講座6回 |
| 人権啓発講座等の参加者数 | 学校、地域社会、関係機関との連携による、人権に関する講演会や講座の開催、団体等が実施する講座等への講師の派遣、マスメディアやインターネット等を活用した広報啓発活動の実施 | 25,389人 |
| 人権啓発指導者養成講座の申込み者数 | 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、地域社会や職場などにおける人権啓発の模範となる方を養成するための講座への参加 | 696人 |
| 人権教育担当者研修参加人数 | 各学校において人権教育推進の役割を担う者の資質向上と指導力強化のための研修への参加 | 677人 |
| 障害のある人を受け入れる介護事業所職員の研修等を実施 | 障害のある人の雇用促進のための相談、職業訓練、職場定着支援の実施 | 県内3か所で実施 ・東部(R7.3.19) ・中部(R7.3.24) ・西部(R7.3.14) |
| 障害のある教職員における教育委員会で働いていることについての満足度 | 障害のある教職員向けの職場等に関する満足度調査における「大変満足」及び「やや満足」の割合 | 88.1% |
| 警察本部における障害のある職員の雇用率 | 警察本部における障害のある職員の雇用率 | 実雇用率 3.23% (法定雇用率 2.8%) |
| 「障害者働く幸せ創出センター」による企業等との連携・農福連携の仲介件数 | 障害のある人の雇用促進のための相談、職業訓練、職場定着支援の実施 | 1,224件 |
| 手話通訳者派遣人数 | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、通訳者を派遣 | 167人 |
| 要約筆記者派遣人数 | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、要約筆記者を派遣 | 160人 |
| 盲ろう者向け通訳兼介助者派遣人数 | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、盲ろう者向け通訳兼介助者を派遣 | 1,511人 |
| 失語症支援者派遣人数 | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣 | 57人 |

ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組（ハート分野）

| ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組 | 概要 | 令和6年度実績 |
|--|---|---------|
| 外国人児童生徒の就学状況調査における不就学児童生徒数 | 文部科学省実施の調査を行うとともに、県独自に不就学児童生徒数の調査に取り組んでいる。 | 70人 |
| 外国人児童生徒トータルサポート事業実績調査における日本語指導を受けた児童生徒の肯定的回答 | 相談員や日本語指導コーディネーターを派遣した学校に対して、年度末にアンケートを実施 | 94.00% |
| 地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数 | 地域日本語教室における外国人県民と地域住民との交流 | 13市町 |
| イクボス養成講座（オンライン・オンデマンド）実施回数 | 働きやすい職場環境づくりに向け、「イクボス」の周知・浸透を図るため、イクボス養成講座をオンラインで開催 | 1回 |
| 仕事と子育ての両立推進アドバイザー派遣回数 | 仕事と子育ての両立可能な職場環境の実現に向け、社労士等をアドバイザーとして企業へ派遣し、企業が抱える課題の特定から解決までの継続的な支援を実施 | 11社×3回 |
| 子育て未来マイスターが在籍している地域子育て支援拠点の割合 | 親子の多様なニーズに対応した子育て支援を推進するため、地域子育て支援拠点への運営費助成や拠点職員の資質向上を目的とした子育て未来マイスター研修を実施 | 55.8% |
| DV相談件数 | 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶の啓発やDV防止のためのセミナーなどの学習機会を提供、被害者に対する相談・保護・自立支援などの総合的な支援 | 3,359件 |
| 差別解消機運醸成のための「県民会議」の開催数 | 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援 | 1回 |
| 障害者差別解消支援協議会の開催数 | 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援 | 1回 |
| 障害者差別解消の推進及び紛争事案の助言・あっせんの回数 | 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援 | 0回 |
| 障害者差別解消法に基づく合理的配慮理解促進事業費補助金を交付した団体数 | 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援 | 11団体 |
| 障害者差別解消法に基づく合理的配慮アドバイザー派遣回数 | 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援 | R7新規事業 |
| 認知症サポーター養成数 | 認知症への正しい知識の普及のための「認知症サポーター」の養成 | 19,857人 |
| SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数 | SNS等により外国人県民向けに「やさしい日本語」及び多言語で情報を提供 | 930件 |

ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組（ソフト分野）

| ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組 | 概要 | 令和6年度実績 |
|--|---|-------------------------------------|
| ユニバーサルデザイン情報発信回数（再掲） | UD特派員によるSNSを通じたユニバーサルデザインの情報発信 | 266回 |
| 名称等を分かりやすく適正に表示するための食品関連事業者に対する合同監視調査件数 | 名称等を分かりやすく表示するための事業者への指導 | 109件 |
| 名称等を分かりやすく適正に表示するための食品関連事業者に対する事業者向け表示講習会の開催 | 名称等を分かりやすく表示するための事業者への指導 | 3回 |
| 県の電話医療通訳事業により外国人患者受入環境を整備した救命救急センター設置病院の割合 | 外国人県民が安心して適切な医療を受けられるようにするため、医療機関向けに電話医療通訳サービスを提供 | 63.60% |
| 団体旅行商品造成に係る貸切バスの助成台数 | 本県を目的地とする団体旅行商品（ユニバーサルデザインに配慮した旅行を含む）の造成を支援 | 394台 |
| 日本平夢テラスへのアクセスにおける電動カート利用者数 | 日本平夢テラスへの急勾配なアクセス路の移動支援として、電動カートを運行 | 18,687人 |
| 市町の観光地バリアフリー化計画策定数 | 市町において、観光地の面的なバリアフリー化を推進するための計画を作成 | R7新規事業 |
| おもてなし力向上のための研修会参加者数 | 宿泊事業者を対象としたおもてなし力向上のための研修会を開催 | 1,219人 |
| おもてなし体験イベント参加者数 | 観光ボランティアガイドなどによるおもてなし体験イベントの実施を支援 | 1,458人 |
| ふじのくにオープンデータカタログの運用件数 | 誰でも自由に二次利用可能なオープンデータの提供 | 3,550件 |
| 統計センターしずおかの登録データ数 | 様々な公的統計データをWeb経由で県民に公開する情報発信 | 15,153件 |
| SNS等を活用した「やさしい日本語」及び多言語による外国人向け情報提供数（再掲） | SNS等により外国人県民向けに「やさしい日本語」及び多言語で情報を提供 | 930件 |
| 運転免許試験における外国語試験の受験件数 | 運転免許試験における外国語試験の受験件数 | 第一種 8,825件 第二種 81件 仮免許 2,238件 |
| 優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成が完了した市町の数 | 避難行動要支援者の迅速な避難支援及び的確な安否確認を行うための、市町における個別避難計画の作成の促進 | 7市町 |
| 福祉避難所数 | 避難所において、多様な避難者への対応を可能にするための、避難所運営訓練の促進、福祉避難所の整備・運営を行う市町への支援 | 786か所 |
| ユニバーサルデザイン製品に関する講習会・見学会の回数 | 県工業技術研究所においてユニバーサルデザイン製品に関する講習会・見学会を実施 | 6件 |
| ユニバーサルデザイン関連の研究開発を行う企業へのユニバーサルデザインに関する指導件数 | 県工業技術研究所においてユニバーサルデザイン関連の研究開発を行う企業への技術指導を実施 | 334件 |
| 手話通訳者派遣人数(再掲) | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、通訳者を派遣 | 167人 |
| 要約筆者派遣人数（再掲） | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、要約筆者を派遣 | 160人 |

ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組（ソフト分野）

| ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組 | 概要 | 令和6年度実績 |
|-------------------------------|--|---------|
| 盲ろう者向け通訳兼介助者派遣人数（再掲） | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、盲ろう者向け通訳兼介助者を派遣 | 1,511人 |
| 失語症支援者派遣人数（再掲） | 障害のある人とない人とのコミュニケーション支援のため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣 | 57人 |
| ユニバーサルツーリズム総合相談窓口の相談件数 | 旅行者からのバリアフリー情報の問合せや、観光事業者の受入環境整備に関する疑問などへの対応 | R7新規事業 |
| 静岡県立中央図書館における大活字本コーナーの利用回数 | 静岡県立中央図書館における大活字本コーナーの利用回数 | 463回 |
| 静岡県立中央図書館における「りんごの棚」配架資料の利用回数 | りんごの棚：特別なニーズのあるこどものためアクセシブルな資料や道具を設置 | R7新規事業 |

ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組（ハード分野）

| ユニバーサルデザインに関連した庁内の取組 | 概要 | 令和6年度実績 |
|--|--|--------------------------|
| コミュニティ活動拠点施設におけるユニバーサルデザインに配慮した施設数 | 施設整備を行う市町等への助成において「誰もが使いやすい施設とする」との事業採択方針により、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を促進 | 7件 |
| 学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（R6.9.1時点 小中学校、特別支援学校のみ） | 特別支援学校の校舎バリアフリースイートイレ設置率（1箇所/1校） | 特支校舎トイレ 86.8% |
| 居住誘導区域内に居住している人口の割合が維持または増えている市町数 | 居住誘導区域内人口割合（居住誘導区域内人口/行政区域全体の総人口）が基準年（H27：立地適正化計画策定前）と比較して維持または増えている市町の数 | R7新規事業 |
| バリアフリー整備の促進を行った公園工事の完了写真の確認 | 公園での段差の解消やスロープの設置等のバリアフリー整備の促進支援のための市町への支援 | 2市（磐田市・湖西市）2公園 |
| 河川環境整備の一環で遊歩道等を施工した箇所数 | 河川周辺の遊歩道における舗装整備等を実施し、安全・快適に利用できる歩行空間を創出 | 6か所 |
| 静岡県無電柱化推進計画に位置付けられた無電柱化の工事に着手済みの延長の割合 | 静岡県無電柱化推進計画に基づき、交通安全上重要な道路の無電柱化を推進 | 21.50% |
| 市町自転車ネットワーク計画に位置付けられた県管理道路の整備率 | 歩行者と自転車の通行空間の分離を推進 | 0.7% (R6年度 L=0.4km整備) |
| 空港や港湾の整備におけるユニバーサルデザイン導入施設数 | スロープ、手すり、わかりやすいサイン等の設置 | 2か所 |
| 観光施設のバリアフリー化に対する助成 | 観光施設におけるバリアフリー化改修を支援 | R7新規事業 |